

2. 緑の特性と評価

2-1 機能別の緑の抽出

1. 緑が持つ4つの機能

緑が都市において果たす主要な機能として、①環境保全、②防災、③レクリエーション、④景観形成の4つが挙げられます。これら機能を持った緑がネットワークされることにより、緑の機能が効果的に発揮されます。

ここでは、現況調査を踏まえ、各機能別に以下に示す緑の機能を抽出し、どのような緑が重要かを把握します。（抽出結果は次頁以降を参照）

■各系統の機能を有する緑

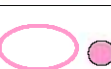
区 分	項 目
① 都市環境の維持・改善に役立つ緑	・都市の骨格形成 ・優れた自然(良好な水辺地) ・優れた歴史的風土 ・快適な生活環境 ・優れた農地や漁場 ・動植物の保全
② 安全な生活環境向上に役立つ緑	・自然災害の危険防止 ・避難（緊急輸送道路、避難所） ・災害に強い都市構造の形成
③ 健康づくり・レクリエーションの場となる緑	・当該都市の余暇特性 ・自然とのふれあいの場 ・日常圏におけるレクリエーションの場 ・広域圏におけるレクリエーションの場
④ 美しい景観の形成に役立つ緑	・都市を代表する景観 ・地区や住区の良好な景観 ・優れた景観の眺望点 ・ランドマークとなる場所 ・都市景観の創出が必要な地区

注：抽出項目は「新編緑の基本計画ハンドブック（平成19年4月発行）」

(1) 都市環境の維持・改善に役立つ緑

都市環境の維持・改善に役立つ緑は、次のようなものが分布しています。

- 都市の骨格となる緑として、国立公園を構成する森林、英虞湾、的矢湾などのリアス式海岸域、外洋の海岸域、磯部川、桧山路川などの河川があります。また、本市は英虞湾と的矢湾へ流れ込む2つの水系で構成されています。
- 優れた自然地としては、リアス式海岸などのほか、御座岬周辺の自然植生、広の浜等の海浜性植物、和具大島ハマユウなどがあげられます。
- 優れた歴史的風土としては、天の岩戸、志摩国分寺、宇気比神社、伊雑宮、おうむ岩金比羅山など、文化財・歴史施設等と一体となった緑があります。
- 快適な生活環境としては、都市公園の緑、創造の森横山、ともやま公園、志摩総合スポーツ公園や、南張海浜公園などの公園があります。
- 優れた農地や漁場としては、市街地周辺の田園空間（農用地区域）のほか、英虞湾、的矢湾のアオサなどの養殖漁業地があります。
- 優れた動植物生息空間としては、奥の野川上流域、池上大池・小池、和具大島、広の浜、日和浜などがあります。

凡 例		
都市の骨格形成	国立公園を構成する森林（特別地域以外）	
	国立公園特別地域	
	英虞湾、的矢湾などのリアス式海岸域、外洋の海岸域	
	磯部川、桧山路川、前川、野川、池田川、奥の野川などの河川	
優れた自然 （良好な水辺地） 優れた漁場	英虞湾、的矢湾などのリアス式海岸域、外洋の海岸域	
	御座岬周辺の自然植生、広の浜等の海浜性植物、阿児の松原、和具大島ハマユウ	
優れた歴史的風土	天の岩戸、志摩国分寺、宇気比神社、伊雑宮、おうむ岩、金比羅山 など	
快適な生活環境	都市公園、いさりびの森、創造の森横山、ともやま公園、志摩総合スポーツ公園 など	
	わたかのパールビーチ、南張海浜公園、浜島海浜公園など	
優れた農地	良好な田園景観を形成する農用地区域	
動植物の保全	奥の野川上流域、池上大池・小池、和具大島、広の浜、日和浜	
都市計画区域		

環境の維持・改善に役立つ緑



（２）安全な生活環境向上に役立つ緑

安全な生活環境向上に役立つ緑は、次のような状況にあります。

- 自然災害の防止機能としては、市域を包む豊かな森林が降った雨を貯え、少しずつゆっくりと放出する水源かん養機能があり、洪水や干ばつを防ぐ機能を有しています。また、海岸域には、地理的条件から急傾斜地域が多く存在しています。
- 道路騒音では、パールロード沿いの緑による緩衝機能や国道 260 号などの修景・緑化が騒音の低減の役割を担っています。主要な幹線道路は、災害時の緊急輸送道路として位置づけられており、安全な道路空間の確保や沿道の植栽など防災機能の向上が求められます。
- 学校や主要な公共公益施設は避難所として位置づけられています。また、災害に強い都市構造の形成には都市公園などのオープンスペースが重要な役割を果たすことが知られています。しかし、市街地内の都市公園が十分に整備されていない状況にあります。

凡 例			
自然災害の危険防止	市域を包む豊かな森林		
	急傾斜地		
	磯部川、桧山路川、地藏川、迫子川など		
	農地		
避難	緊急輸送道路	一般国道 167 号、260 号、260 号（新）	
		県道	
	避難所	主要な避難所（学校等）	
災害に強い都市構造の形成		都市公園等のオープンスペース	
都市計画区域			



(3) 健康づくり・レクリエーションの場となる緑

健康づくり・レクリエーションの場となる緑は、次のようなものが分布しています。

○本市の余暇特性としては、英虞湾や的矢湾の美しい海岸域の自然とあわせ、恵まれた海の幸を味わう観光レクリエーションがあります。

○自然とふれあいの場としては、英虞湾、的矢湾などのリアス式海岸域、外洋の海岸域の自然、磯部川などの河川、市域を包む森林などがあります。

○市内に公園は多く整備されていますが、大王町や志摩町などの地域では都市公園の整備がされていないほか、市街地や集落地内での日常の生活圏におけるレクリエーションの場としての身近な公園は少ない状況です。

○広域におけるレクリエーションの場としては、ともやま公園、創造の森横山、合歓の郷などがあります。

○パールロードや国道 260 号、近畿自然歩道などは、レクリエーションの場をつなぐ緑の軸となります。

凡 例		
本市の 余暇特性	英虞湾、的矢湾などのリアス式海岸域、外洋の海岸域の自然	
	恵まれた海の幸（海産物など）	
自然とのふれあいの場	英虞湾、的矢湾などのリアス式海岸域、外洋の海岸域の自然	上記
	磯部川、桧山路川、池田川、奥の野川 など	
	市域を包む豊かな森林	
	国立公園特別地域	
日常圏におけるレクリエーションの場	都市公園、ともやま公園、志摩総合スポーツ公園 など	
	わたかのパールビーチ、阿児の松原、南張海浜公園、浜島海浜公園、阿津里浜 など	
広域圏におけるレクリエーションの場	ともやま公園、創造の森横山、合歓の郷、志摩マリンランド、海ほおずき、志摩オートキャンプ場 民間のゴルフ場 など	
	国府白浜のサーフィン、次郎六郎海水浴場、御座白浜海水浴場 など	
レクリエーションの場をつなぐ緑の軸	パールロード（鳥羽阿児線）、国道 167 号、260 号、県道伊勢磯部線、県道浜島阿児線沿道、県道安乗港線の道路緑化及び近畿自然歩道などの歩行者道路	
都市計画区域		

健康づくり・レクリエーションの場となる緑



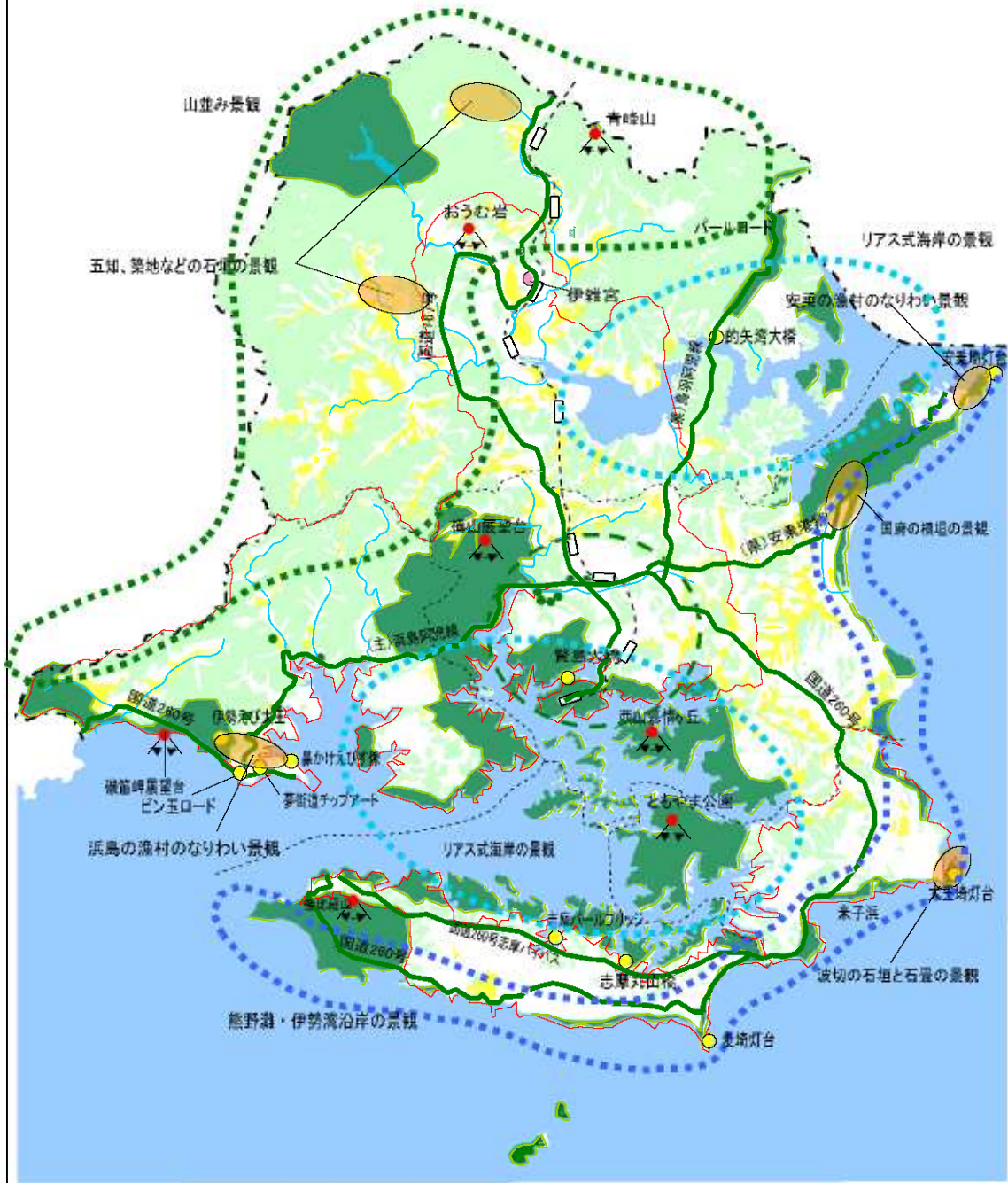
(4) 美しい景観の形成に役立つ緑

美しい景観の形成に役立つ緑は、次のような状況にあります。

- 都市を代表する景観としては、視覚に訴える代表的な景観として英虞湾、的矢湾のリアス式海岸の景観、熊野灘・伊勢湾沿岸の景観、山なみ景観が挙げられます。
- 地区や住区の良い景観としては、伊雑宮と一体となった集落景観、国府の槇垣など美しい生垣の景観、五知、築地、波切などの石垣と石置の景観、浜島や安乗などの漁村集落のなりわい景観、田園景観などが特徴的な景観を呈しています。
- 優れた景観の眺望点としては、横山展望台、ともやま公園、金比羅山、西山慕情ヶ丘、磯笛岬展望台、おうむ岩、青峰山、米子浜などがあります。
- ランドマークとなる場所としては、賢島大橋、的矢湾大橋、志摩丸山大橋、志摩パールブリッジ、安乗埼灯台、大王埼灯台、麦埼灯台、伊勢えび大王、伊勢えびモニュメント、鼻かけえびす像、夢街道チップアート、ピン玉ロードなどが挙げられます。
- 都市景観の創出が必要な地区としては、市の中心となる鵜方周辺、ネットワークを形成する国道 260 号などがあげられます。

凡 例		
都市を代表する景観 (水、緑の主要景観)	英虞湾、的矢湾などリアス式海岸の景観、	
	熊野灘・伊勢湾沿岸の景観	
	山なみ景観、自然公園特別地域	
地区や住区の良い景観	国府の槇垣など美しい生垣の景観	
	五知、築地、波切の石垣や石置の景観	
	漁村集落のなりわい景観	
	田園景観	
優れた景観の眺望点	横山展望台、金比羅山、西山慕情ヶ丘、磯笛岬展望台、おうむ岩、青峰山 など	
ランドマークとなる場所	橋	
	灯台	
	モニュメント	
都市景観の創出が必要な地区	鵜方周辺ゾーン	
	国道 260 号などの主要道路沿道	
都市計画区域		

美しい景観の形成に役立つ緑



2-2 緑の特性と評価

前述までの「現況調査」及び「機能別の緑の抽出」の結果に基づき、本市の緑を都市における緑の機能ごとに分析し、その特性と評価について以下の表のようにまとめました。

本市の緑は、豊かで快適な都市環境を形成する緑に恵まれており、美しい景観を形成しているほか、それらを活かした公園や観光・レクリエーションの場の緑が充実しています。その一方で、身近な公園等のオープンスペースが不足しており、また各地域をネットワークする緑の機能が十分でない状況です。また、本市の緑は、本市の主要な産業である農業や漁業及び観光産業と密接に結びついています。

■緑の特性と評価

都市における緑の機能	分析項目	緑の特性と評価
都市環境の維持・改善に役立つ緑	都市の骨格形成	・ 国立公園を構成する森林、英虞湾、的矢湾などのリアス式海岸域、外洋の海岸域、磯部川、桧山路川などの河川が、本市の都市の骨格を形成しています。
	優れた自然、優れた動植物生息地環境	・ 国立公園特別地域や希少種の生育地は、豊かな自然環境を維持し、多種多様な動植物の生息場所となっています。 (リアス式海岸、御座岬周辺の自然植生、広の浜等の海浜、和具大島、奥の野川上流域、池上大池・小池など)
	優れた歴史的風土	・ 伊勢参宮や交易の中継地としての歴史・文化にまつわる歴史施設や文化財等と一体となった緑があります。 (宇気比神社、志摩国分寺、伊雑宮、おうむ岩、天の岩戸など)
	快適な生活環境	・ 都市公園の他、国立公園の園地、観光・レクリエーション施設などの緑が多くあります。 (浜島ふるさと公園、南張海浜公園、ともやま公園、志摩総合スポーツ公園、阿児ふるさと公園、創造の森横山、磯部ふれあい公園など)
	優れた農地や漁場	・ 市の北西部域にまとまった山林があります。 ・ 農業振興地域農用地区域を中心に農地が形成されています。 ・ 湾内の養殖や外洋での漁など、豊かな海の幸を育む水産業に適した海域に恵まれています。
安全な生活環境向上に役立つ緑	自然災害発生抑制	・ 市域を包む豊かな森林や急傾斜地の緑と河川、集落郊外に広がる農地には、水源かん養機能があり、洪水の発生を抑制する働きをしています。
	避難施設(緊急輸送道路、避難所)	・ 主要な幹線道路が緊急輸送道路に位置付けられています。 ・ 市内の学校や公共施設が避難所に指定されています。 ・ 集落が分散しているため、集落内の各避難所をネットワークする拠点や機能が不足しています。
	災害に強い都市構造の形成	・ 住宅密集地で火災の延焼を防止し、災害発生時には最初の避難地となる身近な公園やオープンスペースが、市街地や集落内で不足しています。

■緑の特性と評価（続き）

都市における緑の機能	分析項目	緑の特性と評価
健康づくり・レクリエーションの場となる緑	志摩市の余暇特性	・湾内や外洋の美しい海岸域の自然環境等とあわせ、恵まれた海の幸を活かした観光レクリエーションを主とする全国有数の観光都市です。 ・少子高齢化が進む中、観光客だけでなく市民のニーズに応える緑の空間が必要です。
	自然とのふれあいの場	・英虞湾、的矢湾などのリアス式海岸域、外洋の海岸域の自然、磯部川などの河川、市域を包む森林など、多様な自然とのふれあいに適した場が多くあります。
	日常圏におけるレクリエーションの場	・地域内の拠点となる規模の大きい公園は各地域とも整備がされていますが、市街地や集落内の歩いて行ける身近な公園や広場などが十分整備されていない状況です。 ・市全体での一人当たり都市公園面積は3.85㎡/人であり国の目標値1.0㎡/人を充足しています。都市公園等（都市公園＋公共施設緑地）の整備面積においても一人当たり35.02㎡/人であり、国の目標値2.0㎡/人を充足しています。地域別にみると、大王町と志摩町では都市公園が未整備という状況です。
	広域圏におけるレクリエーションの場	・風光明媚な景観を活かした緑地や観光・レクリエーションの場が、景勝地を中心に整備されています。（ともやま公園、創造の森横山、国府白浜海水浴場など） ・主要な公園や観光・レクリエーションの場をネットワークする緑の軸となるパールロードや国道260号などは緑化が図られています。狭小で歩道も整備されていない道路や区間がみられます。 ・歩行者中心のネットワークとなる近畿自然歩道や自転車道が整備されていますが、案内や維持管理が十分されていない区間がみられます。
美しい景観形成に役立つ緑	都市を代表する景観	・本市を強く印象付ける代表的な景観である英虞湾・的矢湾のリアス式海岸の景観、山なみ景観、熊野灘・伊勢湾沿岸の景観が、都市を代表する景観として挙げられます。
	地区や住区の良好な景観	・伊雑宮と一体となった緑の景観、国府の模垣の美しい生垣の景観があります。 ・五知、築地、波切などの石垣や石畳の景観があります。 ・浜島や安乗などの漁村集落のなりわい景観や、集落の外に広がる田園景観があります。
	優れた景観の眺望点	・優れた景観の眺望点として、横山展望台、ともやま公園、金比羅山、西山慕情ヶ丘、磯笛岬展望台、おうむ岩、青峰山、米子浜などがあります。
	ランドマークとなる場所	・賢島大橋、的矢湾大橋、志摩丸山大橋、志摩パールブリッジ等の橋梁や安乗埼灯台、大王埼灯台、麦埼灯台と一体となった緑の景観があります。 ・ピン玉ロードなどのモニュメントと一体となった緑が整備されています。
	都市景観の創出が必要な地区	・都市景観の創出が必要な地区としては、市の中心となる鵜方周辺と、市域のネットワークを形成する幹線道路沿いが挙げられます。

3. 上位関連計画等の整理

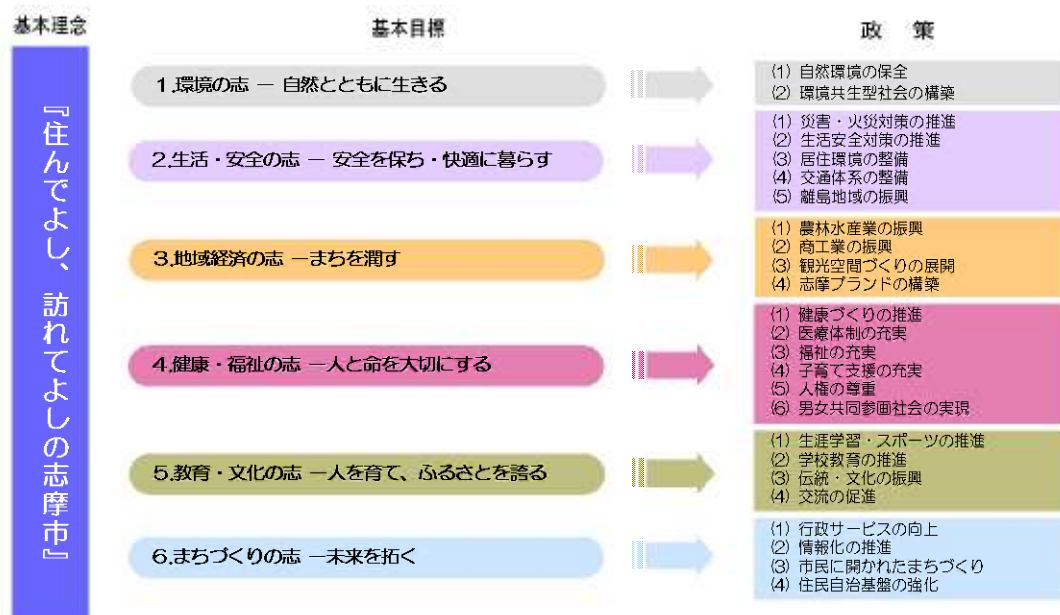
3-1 上位計画の整理

1. 志摩市総合計画（2006～2015）

① まちづくりの基本理念

「住んでよし、訪れてよしの志摩市」

② まちづくりの基本目標と施策



出典：志摩市総合計画

③ 緑に係る主な施策

緑に係る主な施策	施策の方向
自然環境の保全	○ 自然保護・再生の推進
	○ 景観保全の推進
	○ 公園・緑地の整備
災害・火災対策の推進	○ 消防・防災対策の推進
	○ 河川・海岸・砂防の整備
観光空間づくりの展開	○ 観光振興
	○ 観光拠点の整備
農林水産業の振興	○ 水産業の振興
	○ 農林業の振興
伝統文化の振興	○ 伝統文化の保存・活用
	○ 地域文化の振興
	○ 行政情報の提供
市民に開かれたまちづくり	○ まちづくりへの市民参画
	○ 市民活動の活性化支援

2. 三重県広域緑地計画（平成 10 年 3 月）

「三重広域緑地計画」は、各市町村が「緑の基本計画」を策定するにあたり、緑地の保全・創出に関する指針とするため、県土レベルの広域的観点から策定されたものです。

志摩市が含まれる「伊勢湾岸地域—伊勢地域、鳥羽・志摩地域」については、以下の内容となっています。

（１）現状の課題の把握

- ・観光資源に恵まれた伊勢・志摩地域は、既に観光・リゾート開発が集積しているが、今後もこの傾向が継続すると考えられる。
- ・上記に関連して、大規模なリゾートマンション・ホテルの建設が見られ、景観上の問題を生じている地域がある。
- ・緩やかな丘陵状の地形のため、開発により樹林地が失われやすい。



観光・リゾート開発を適正にコントロールするための都市計画的な施策が必要

（２）土地利用構想

①ゾーニングプラン（緑に関わる土地利用の方向性）

「観光・リゾート開発誘導ゾーン」：市内全域

すでに観光・リゾート施設が集積している地域である。開発により、良好な地域資源が損なわれることのないように、民間による開発をコントロールすべき地域。

②ストラクチャープラン（保全すべき緑の骨格）

「県土の骨格となる自然地域」：市内北西地域、志摩半島の一部

県土レベルから見た自然生態系の骨格に相当する地域であり、できるだけ原生に保存すべき地域。

③エリア設定プラン（利活用すべき緑の所在領域）

「海岸として利活用すべきエリア」：市内海岸沿い部

海洋レクリエーションに対するポテンシャルが認められる地域であり、この視点から有効に利活用される必要がある。

(3) 広域緑地計画の基本理念（県全体）

大自然と結ばれた自立と市分散型県土の構築



里山と水系に支えられた生態環境都市の創造

生物の一員である人間が豊かに暮らしていくためには、都市と自然が豊かに共存した環境が望ましい。‘平野の都市’、‘盆地の都市’ ‘海辺の都市’ ‘山・海の都市’それぞれ身近な自然環境を保全・活用し、個性を失うことのない魅力ある地域づくりを展開する。里山と水系に支えられた生態環境都市の創造を目指す。

(4) 地域別テーマ

こんな ‘海辺の都市’ を未来へ引き継ごう～21世紀の鳥羽・志摩地域

『鳥羽・志摩「海に出会う緑の台地」構想』

- ・風光明媚な多島海に向かって広がる「緑の台地」を保全・活用する。
- ・日本を代表する海洋リゾートエリアにふさわしい、風致・景観を保全する。

(5) 広域緑地計画の緑地配置構想

＜志摩地区広域都市計画区域＞

①保全が望まれる緑地について

志摩地区は、都市計画区域全域が自然公園区域となっているが、地区の風致・景観を保全するためには都市計画区域外を視野に入れた検討が必要である。

このため、都市計画区域外を広くカバーしている自然公園法による環境保全が適切であると考えられる。

②広域公園の配置について

都市計画区域と隣接して大規模な登茂山公園があるため、本計画では新たな広域公園の配置は考えない。

3. 三重県都市マスタープラン（平成 17 年 4 月）

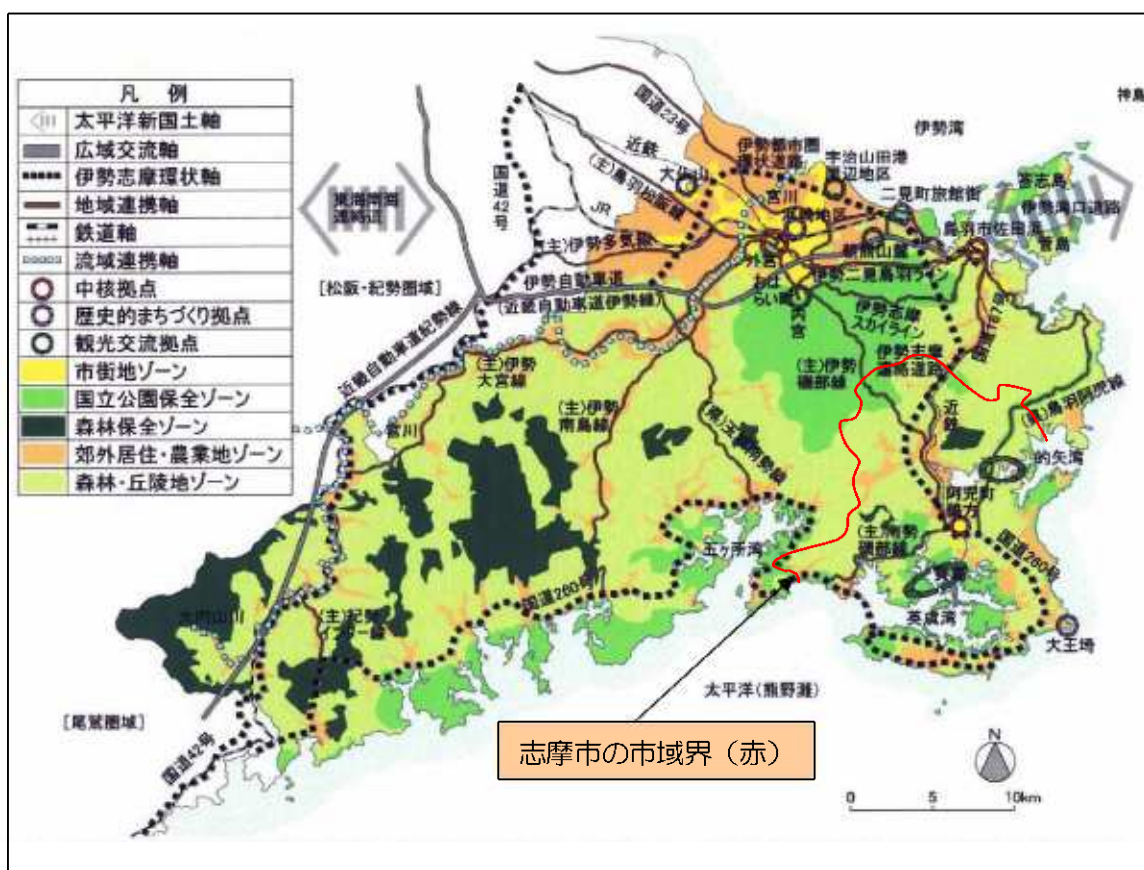
「三重県都市マスタープラン」は、伊勢志摩圏域において定められており、志摩市は圏域の東南部に位置します。

圏域全体の理念及び圏域づくりの目標は以下のとおりです。また、圏域の将来地域構造図には「軸」「拠点」「ゾーン」が示されています。

だからもの
『財産（自然・なりわい・歴史）と調和し、
にぎわい
交流を生み出す伊勢志摩』

- 圏域づくりの目標
- ① 美しい自然や歴史の環境を守り、活かす
 - ② 人々が訪れる仕組みをつくる
 - ③ なりわい環境の中で安心できる暮らしをつくる

■伊勢志摩圏域 将来地域構造図



出典：三重県都市マスタープラン

4. 伊勢志摩国立公園管理計画（平成 19 年 2 月）

（１）管理計画区

志摩市は、志摩管理計画区（志摩市）に区分されています。この管理区は、英虞湾や
的矢湾の繊細かつ優美なリアス式海岸からなり、横山から展望される一帯の地域です。

（２）管理計画区の概況

① 地形

志摩半島に囲まれた英虞湾や的矢湾の深い入り江や、複雑かつ繊細な海岸線と多
くの島々を有するリアス式海岸が特徴。当該計画区の大部分は 10 ～ 50 m の高さ
の海岸段丘から成り立っている。

② 植生

大部分をアカマツ、シイ、カシ等の二次林※¹が占めている。海岸線の急斜面には、
トベラ、ハマヒサカキ、シャリンバイ等が風が強く当ることにより矮性化※²して生
育し、広の浜等の砂浜には、ハマゴウ、ハマウド、ハマボウフウ等の海浜性植物が見
られる。

また、和具大島の「暖地性砂防植物群落」が県指定天然記念物に指定されている。

③ 動物

志摩半島の南側を流れる暖流とともに移動してきたアカウミガメの上陸および産
卵が見られる。山域部では、イノシシなどの野生動物が多数生息しているほか、沿岸
部では、ミサゴ、ウミウ、オオミズナギドリ等多くの鳥類が生息している。

④ 利用

英虞湾等の大小の島々を有するリアス式海岸や海の幸に恵まれ、海水浴やサーフ
ィンに適した海岸が複数存在し、交通の便もよいことから利用者は多い。また、横山
及び登茂山からの展望利用、ビジターセンターを拠点とする野外活動が活発に行われ
ている。志摩市全体の入り込み客数は、417 万人（平成 17 年三重県観光レクリエ
ーション入り込み客数推計書・観光客実態調査報告書より）である。

（３）管理方針

本管理計画区の管理方針は、次のとおりとする。

- ① 自然海岸及び自然林の保護を図る。
- ② 英虞湾や的矢湾の複雑かつ繊細な風致景観を維持するとともに、登茂山、横山等の
展望地からの風致景観の保全を図る。
- ③ 英虞湾、的矢湾の水質保全を図る。
- ④ 風致景観の保護、温暖化対策の一環として屋上緑化、壁面緑化を積極的に推進する。
- ⑤ アカウミガメの産卵地、猛禽類の渡りのルートなど野生生物の保護に配慮する。

※¹「二次林」：原生林が破壊された後に自然または人為的に再生した森林

※²「矮性化」：通常より著しく草丈・樹高が低いこと

5. 志摩市都市計画マスタープラン

① 目的

総合計画等を受け、土地利用や道路、公園、下水道等の都市施設、街なみ、風景といった都市を構成する要素の将来本市が目指すべき方向をまとめます。

② 計画期間

平成 21 年度から概ね 20 年間（中間年次：平成 32 年、目標年次：平成 42 年）

③ 計画対象区域

都市計画区域の外の区域を含めた市全域

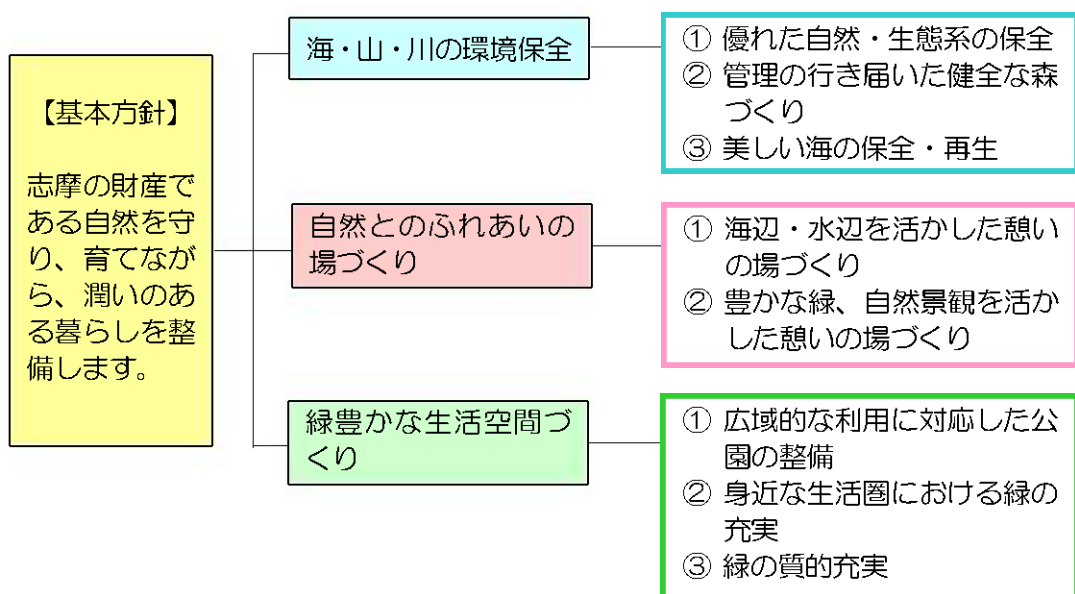
④ 都市づくりの基本理念

「住んでよし、訪れてよしの志摩市」

⑤ 都市づくりの目標

- ◆ 都市と自然の調和のとれた環境づくり
- ◆ 交流、協働を深める一体的な都市づくり
- ◆ 快適に住み続けられる市街地と個性的な空間の整備

⑥ 水・緑づくりに関する方針



出典：志摩市都市計画マスタープラン

3-2 関連計画の整理

1. 三重県景観計画（平成 20 年 4 月）

三重県は、景観行政を担う景観行政団体として、美しい景観づくりを県内全域で展開していくため、広域的な行政主体の立場から、長期的、総合的視野に立ち、景観づくりの目標や基本方針、景観計画区域内における行為の制限の基準等を定める「三重県景観計画」を策定し、平成 20 年度から運用を開始しています。

①基本目標

(1) 豊かな自然を守り、共に生きていく景観づくり	伊勢湾や熊野灘等の海や海岸線、鈴鹿山脈、布引山地、紀伊山地等の山地、木曾三川、細田川、宮川といった豊かな自然と四季の彩り	かけがえのない豊かな自然的景観を守り、共に生きていく景観づくりを進めます。
(2) 歴史・文化を継承し、活かしていく景観づくり	- 伊勢神宮や熊野古道、街道やまち並みなどを始めとする多くの歴史や文化に彩られた景観 - 豊かな自然の景観に抱かれた農山村や漁村などの生活空間に広がる美しい集落の景観	歴史・文化的景観を受け継ぎ、活かし、誇りを持って次の世代に引き継ぐ景観づくりを進めます。
(3) 地域の産業と調和した景観づくり	平野や盆地に広がる田園風景や山間部の棚田、伊勢湾の海苔ひびや真珠筏など地域の自然を活かした様々な産業の景観と新しい産業による景観	地域の産業と調和した景観づくりを進めます。
(4) 地域に活力を生み出す景観づくり	- 良好な景観の中で人々が暮らし、触れることにより県民の中に豊かな心や感性、地域の絆や誇りが生まれる - 地域を考えるきっかけとなり、地域づくりやまちづくりの活力となる	地域に活力を生み出す景観づくりを進めます。
(5) 「もてなしの心」で、人を癒す景観づくり	- 古くから伊勢神宮や熊野三山への参詣を目的に、多くの人々が訪れてきた - 来訪者を温かく迎える「もてなしの心」を長い時の中で培ってきた	「もてなしの心」を景観づくりに取り入れ、人の心を癒す景観づくりを進めます。

②地域別の景観特性と景観づくりの目標（伊勢志摩地区）

伊勢志摩地域

○景観特性

本地域は、伊勢神宮を中心に発展し、美しいリアス式海岸と漁村や漁港に特徴があり、平野部は少なく山地が海へと繋がり、市街地を包む神宮林や河川の清流など、風光明媚な地域です。

○目標

伊勢神宮とともに育まれてきた歴史・伝統文化にふさわしい景観づくりと、美しいリアス式海岸への眺望や宮川などの自然に配慮した景観づくりを進めます。



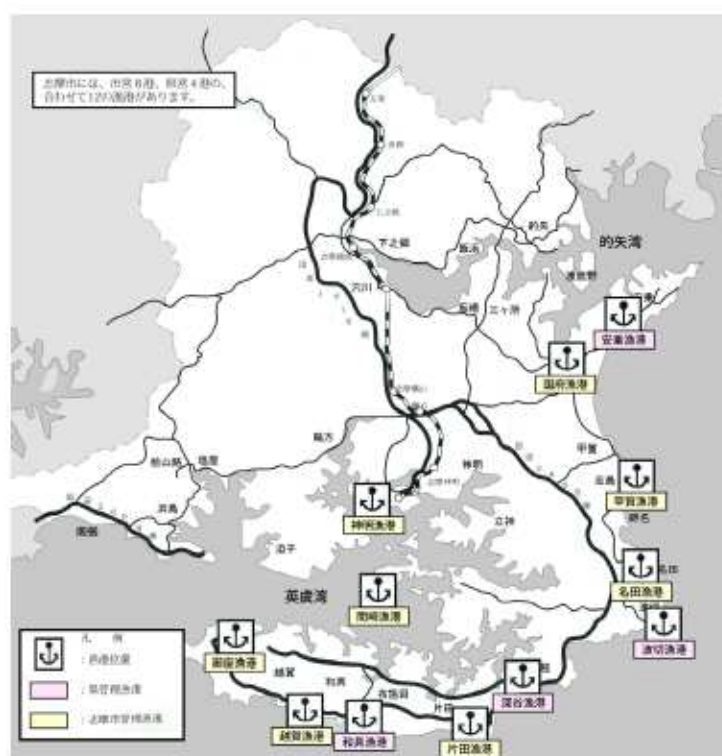
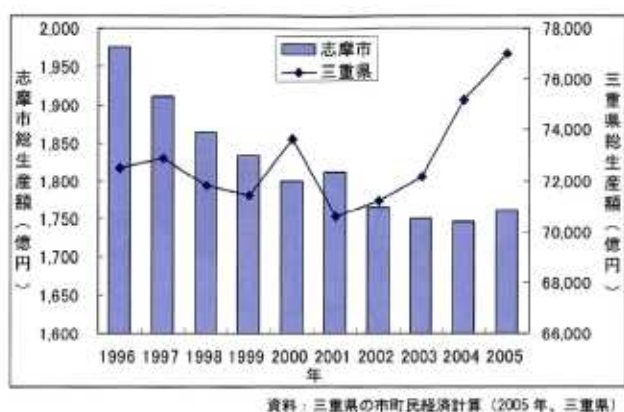
2. 志摩市水産業振興計画（平成19年度～）

本市は古くは万葉集に「御食つ国（みけつくに）」と詠まれるなど、豊富な水産業資源に恵まれ、優れた漁場環境を守り続ける人々の志が受け継がれ、的矢湾や英虞湾を中心とする養殖漁業、多くの魚種を対象とした沿岸漁業など、様々な漁業が現在まで営まれてきました。しかし、本市の基幹産業であった水産業は、様々な社会的要因や問題により、近年では生産額や就業人口が急速に減少してきています。

本計画は、このような状況を踏まえ、2004年の5町合併を期に、地区ごとの特徴を活かした競争力のある経営体の育成や活力ある就業構造の確立、適切な水産資源管理などについての具体的な推進施策を盛り込んだ、持続可能な水産業を構築するための振興計画を策定するものです。

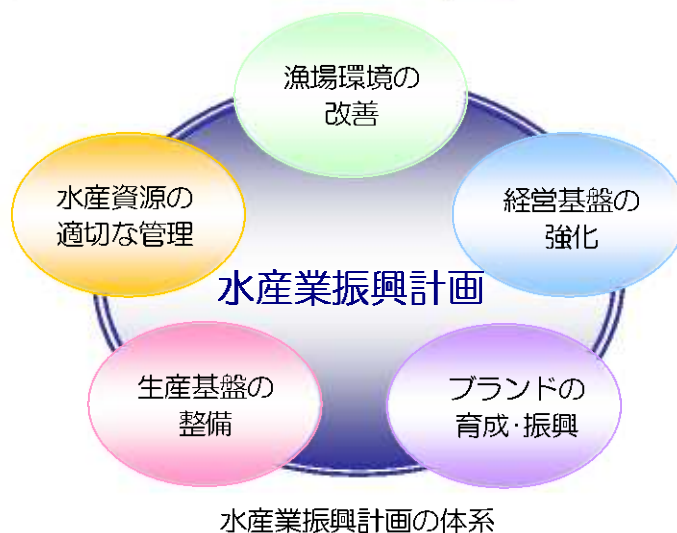
■志摩市の漁港

■水産業の生産高



■志摩市の水産業振興計画の基本方針

“地産地消”を推進し、「豊饒な海」「旬の逸品」を次世代に継承する水産業をめざして



施策の展開方策

方針 1：漁場の環境改善

- 漁場環境のモニタリングの実施
- 漁場造成の推進
- 養殖漁場の環境改善
- 藻場、干潟の保全と再生
- 環境負荷を軽減する養殖管理技術の普及啓発
- 漁場環境保全に対する市民意識の高揚と醸成
- 森林保全の推進

方針 2：水産資源の適切な管理

- 積極的な資源増大施策の推進
- 適切な資源管理の実施
- 環境に適應した真珠母貝、養殖方法の開発
- より高品質な水産物生産のための技術開発
- 監視、通報、取り締まり体制の強化

方針 3：経営基盤の強化

- 経営体制の改善、経営合理化に向けた技術の導入の促進
- 高齢者、新規参入者に適應した漁獲技術の検討
- 体験型学習機会の充実
- 担い手の育成・確保に向けた情報提供の充実
- 経営改善の推進
- 適切な経営計画の立案と遂行
- 技術情報の共有
- 直販施設、レジャー施設等の運営

方針 4：生産基盤の整備

- 生産性の向上に資する漁港機能の充実・整備の促進
- 施設情報の一元管理
- 海岸保全施設の整備の推進
- 海岸保全区域の漁業関連施設における関係漁協との総合調整
- 流通拠点の整備
- 効率的な流通形態の確立
- ニーズに適應した水産品の提供
- 水産物の安定供給
- 海洋性レジャーとの共存形態の提唱

方針 5：ブランドの育成・振興

- 品質管理の徹底
- 「志摩ブランド」の構築
- 統一した情報発信の展開
- 学校給食への地元水産品の導入の促進
- 「顔の見える関係づくり」の促進

3-3 関連プロジェクトの整理

1. 英虞湾自然再生協議会（三重県、平成 20 年 3 月～）

① 設立趣意（抜粋）

- ・英虞湾では古くから様々な研究機関が漁場環境問題の研究に取り組み、平成 15 年から始まった地域結集型共同研究事業では「英虞湾再生プロジェクト」として英虞湾だけでなく周辺の陸域も含めた包括的な英虞湾の環境再生に向けた研究が行われた。また、生活排水処理の取り組みや住民団体等による種々の環境再生に向けた取り組みも活発に行われている。
- ・こうした多様な活動をより有効に相乗的に機能させるため、地域住民と行政、研究者等が、これまでに蓄積された科学的な研究成果を利用しながら、将来に向けた英虞湾の環境再生のあり方について幅広い視点から協議していくことが必要と考え、自然再生推進法に基づく英虞湾自然再生協議会を設立する。

② 当面の活動方針

当協議会では、英虞湾における環境問題を解決し、豊かな生態系と高い生産性を誇っていた自然環境を再生することにある。地域の関係者が英虞湾に対する認識を共有し、英虞湾の現状と課題、解決に向けた方向性について合意の形成を図るため、以下の内容で進めていく。

1. 英虞湾の現状と課題、また課題に向けた方向性についての整理

英虞湾の現状と課題についての理解を深めるため、勉強会を開催

2. 委員が実施する自然再生事業のネットワーク化

委員の活動状況報告会の開催、ホームページやニュースレターの発行による委員の活動情報の配信と相互参加の推進

■英虞湾自然再生協議会



出典：英虞湾自然再生協議会HP

3-4 上位関連計画等のまとめ

上位計画、関連計画、関連プロジェクトを基本方針等に反映させるため、キーワードなどを以下にまとめます。

■上位関連計画等のまとめ－1

名 称	基本方針等
志摩市総合計画	○基本理念：「住んでよし、訪れてよしの志摩市」 ・自然とともに生きる→自然環境の保全 ・安全を保ち、快適に暮らす→災害火災対策の推進 ・まちを潤す→農林水産業の振興、観光空間づくりの展開 ・人と命を大切に→健康づくりの推進 ・人を育て、ふるさとを誇る→生涯学習・スポーツの推進、交流の促進 ・未来を拓く→市民に開かれたまちづくり
三重県 広域緑地計画	○基本理念：「里山と水系に支えられた生態環境都市の創造」 地域別テーマ（鳥羽・志摩）：「海に出会う緑の台地構想」 ・風光明媚な多島海に向かって広がる緑の台地を保全・活用する。 ・日本を代表する海洋リゾートエリアにふさわしい風致・景観を保全する。
三重県都市 マスタープラン	○基本理念：「財産（自然・なりわい・歴史）と調和し、交流を生み出す伊勢志摩」 ・美しい自然や歴史の環境を守り、活かす ・人々が訪れる仕組みをつくる ・なりわい環境の中で安心できる暮らしをつくる
伊勢志摩国立公園 管理計画	<管理方針> ・自然海岸及び自然林の保護を図る。 ・英虞湾や的矢湾の複雑かつ繊細な風致景観を維持するとともに登茂山、横山等の展望地からの風致景観の保全を図る。 ・英虞湾、的矢湾の水質保全を図る。 ・風致景観の保護、温暖化対策の一環として屋上緑化、壁面緑化を積極的に推進する。 ・アカウミガメの産卵地、猛禽類の渡りのルートなど野生生物の保護に配慮する。
志摩市都市計画 マスタープラン	○基本理念：「住んでよし、訪れてよしの志摩市」 ・都市と自然の調和のとれた環境づくり ・交流、協働を深める一体的な都市づくり ・快適に住み続けられる市街地と個性的な空間の整備 <水と緑づくりに関する方針> ・志摩の財産である自然を守り、育てながら、潤いのある暮らしを整備します。
三重県景観計画	<伊勢志摩地域の景観づくりの目標> ・伊勢神宮とともに育まれてきた歴史・伝統文化にふさわしい景観づくりと、美しいリアス式海岸への眺望や、宮川などの自然へ配慮した景観づくりの推進

■上位関連計画等のまとめ－２

名 称	基本方針等
志摩市水産業振興計画	○基本方針：「“地産地消”を推進し、「豊饒な海」「旬の逸品」を次世代に継承する水産業をめざして」 ・漁場の環境改善 ・水産資源の適切な管理 ・経営基盤の強化 ・生産基盤の整備 ・ブランドの育成・振興
英虞湾自然再生協議会	<協議会設立趣意> これまで行われてきた多様な活動をより有効に相乗的に機能させるため、地域住民と行政、研究者が、これまでに蓄積された科学的な研究成果を利用しながら、将来に向けた英虞湾の環境再生のあり方について幅広い視点から協議していくため、自然再生推進法に基づき設立 <当面の活動方針> ・勉強会の開催 (英虞湾の現状と課題に関する整理、課題解決に向けた方向性確認) ・委員が行う活動のネットワーク化 (活動情報の発信と相互参加の推進)

4. 市民緑化活動状況

4-1 志摩市による市民活動支援事業

1. 志摩市活性化プロジェクト事業

項目	内 容
趣 旨	志摩市は、伊勢志摩国立公園の中にあり、自然環境に恵まれ、自然との調和の中で、人々は暮らし、それぞれの地域に伝わる文化を育んできた。私たちは、先人の努力や、自然からの恵みを享受してきたことを忘れることなく、将来にわたって安心して暮らせる、持続可能な“まち”を自らの手で創造していかなければいけない。このようなことから志摩市の各分野における課題に対応し、地域の活性化につながる施策を市民とともにつくりあげ実践するため、市民自らが行う具体的な取組に対して補助金を交付することに関し、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
補助対象	特定非営利活動法人など市民が組織する団体(以下「市民団体」という。)が、市内において行う次に掲げる事業で、志摩市総合計画及び各分野における個別の計画に適合し、市長が適当と認めるものを補助対象事業とする。なお、この事業は市民自ら行う事業のきっかけづくりとして補助金を交付するもので、ひとつの市民団体が同一事業内容で補助を受けられる期間は、1事業1年限りとする。ただし、その事業をさらに継続、展開させる場合に限り、補助を受けられる期間を1年延長することができる。 (1)保健福祉向上プロジェクト事業：地域福祉計画に基づく実践事業など (2)防災防犯対策プロジェクト事業：地域防災計画に基づく実践活動や地域における防災防犯活動など (3)環境保全プロジェクト事業：生活排水処理基本計画に基づく実践活動及び環境保全活動など (4)産業振興プロジェクト事業：商店街の活性化並びに商工業、農業及び水産業の振興に関する事業など (5)観光振興プロジェクト事業：自然との調和を体感できる観光地づくり、女性による観光振興の実践的な取組など (6)教育文化振興プロジェクト事業：外国の学校との交流事業、児童生徒の学ぶ力を育む事業、食育を推進する事業、地域文化の伝承、市民の文化活動を推進する事業など
対象経費	事業を行うため必要な材料費、資料代、通信費、印刷費、講師や専門家の援助に対する謝礼等を補助事業の対象とする。
補助金額	(1)初年度は、10万円とする。 (2)2年目は、補助対象経費の2分の1に相当する金額(当該2分の1に相当する金額が5万円を超えるときは、5万円)とする。

2. 志摩市美化パートナー事業

項目	内 容
目 的	地域住民が自主的に行う道路、公共施設又は公共空地などの草刈り、植栽及び清掃、環境美化等の活動を支援することにより、ボランティア活動の拡大及び社会資本の愛護意識の高揚を図ることを目的とする。
支援内容	市は、ボランティア活動に対して、予算の範囲内で作業内容等を考慮した支援を行うものとする。ただし、占用物件の維持、管理のために行うもの及び営利を目的とした活動の一環として行うものは除くものとする。
届出方法	ボランティア活動に対して支援を受けようとする団体(以下「ボランティア団体」という。)は、毎年3月15日までに翌年度の、美化パートナー事業作業届出書を市長に提出するものとする。ただし、特別の事由があるときは、期限後でも提出することができる。
提出義務	登録団体は、作業を完了したときは速やかに、美化パートナー事業作業完了報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。
助成金	主務課は、前項の報告書の内容を審査し、適正であると認めるときは、助成金請求書(様式第5号)による登録団体の請求に基づき、助成金を交付するものとする。
市長への報告	主務課は、美化パートナー事業作業完了報告書に基づいて作業の実績を取りまとめ、美化パートナー事業活動実績報告書(様式第6号)により市長に報告するものとする。

■ 参考：支援事業により実施されている主な活動例 (美化・環境保全・緑化関連)

<志摩市活性化プロジェクト>

- ・志摩きれいにしよ会 : 環境保全学習
- ・越賀真珠漁業協同組合 : EM活性液投入
- ・HEAM 笑美S : ホタルの飛び交う谷づくり

<志摩市美化パートナー>

- ・花づくり隊 : 花壇づくり・植栽
- ・さくら会 : 花壇づくり・植栽
- ・花美人の会 : 花壇づくり・植栽
- ・いぬい会 : 花壇づくり・植栽
- ・大王花の会 : 花壇づくり・植栽
- ・中ス力を守る会 : 水質改善・環境美化運動
- ・阿児はなの会 : 花壇づくり・植栽
- ・R260阿児の会 : 花壇づくり・植栽
- ・ドーン実行委員会 : 浜と市道の清掃
- ・花と緑を育てる会 : 花壇・植栽、市道の除草清掃
- ・天理教志摩支部 : 除草・清掃
- ・阿児湾の水質を考える会 : 山桜植栽・河川周辺の除草清掃
- ・悠湯 : 花壇づくり・植栽
- ・志摩市商工会女性部 : 花壇づくり・植栽

4－2 市民緑化推進委員会

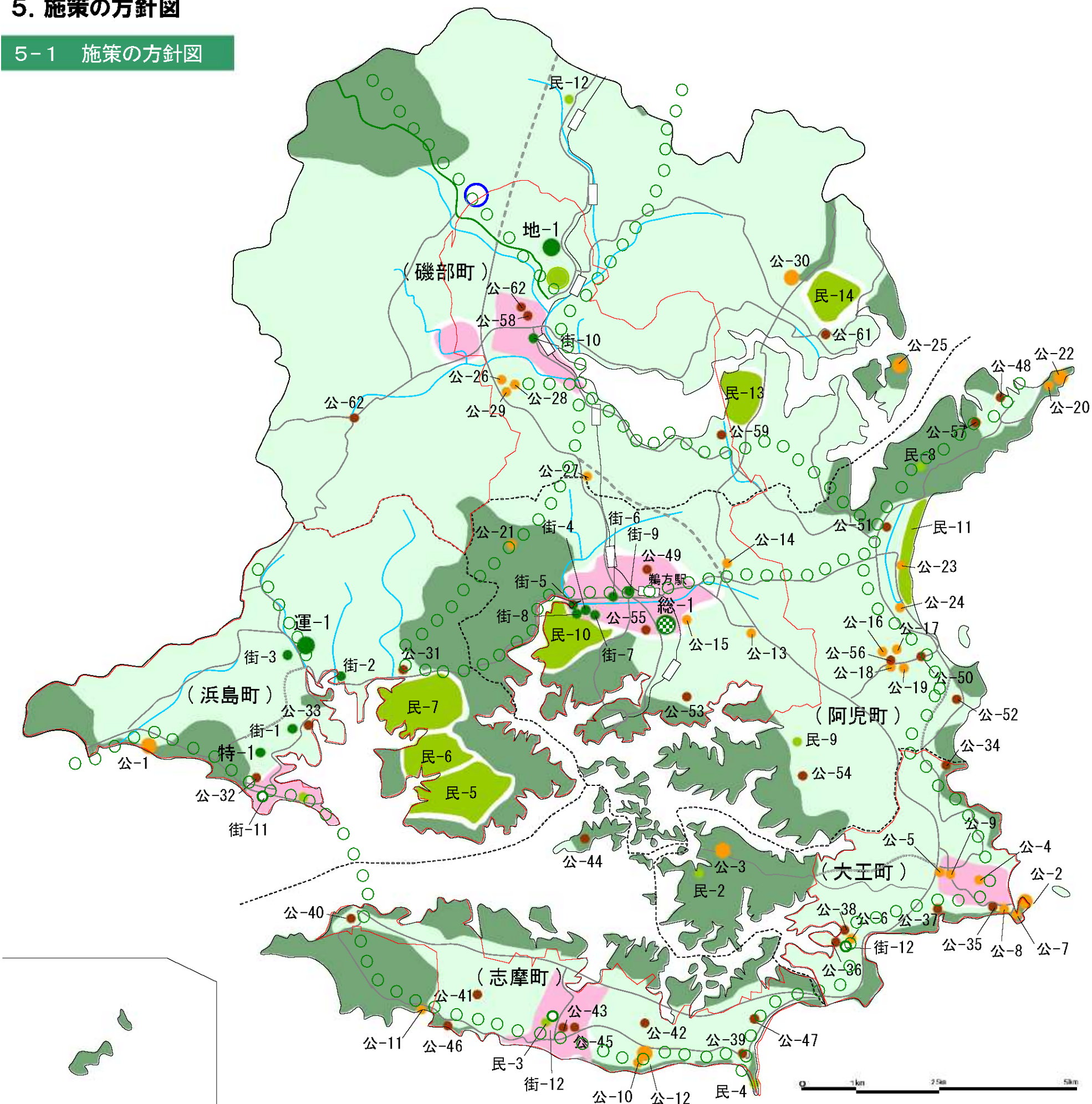
志摩市における緑の募金に係る事業の円滑な実施を図るとともに、住民参加の地域緑化の推進を図ることを目的として、「志摩市緑化推進委員会」が設置されている。

以下にその概要をまとめる。

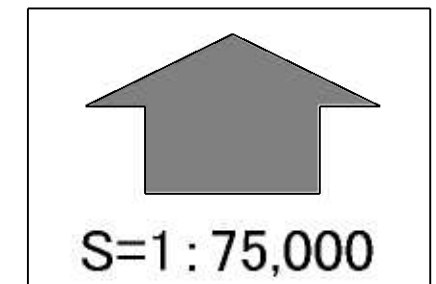
項目	内 容
業務内容	(1) 緑の募金活動計画の策定 (2) 緑の募金活動及び募金活動協力の呼びかけ (3) 緑の募金による寄附金の取りまとめ、管理及び送金 (4) 緑の募金による市町村緑化事業の実施 (5) 緑の募金による市町村緑化事業の取りまとめ及び事業実施者への交付金の交付 (6) 緑の募金の PR 活動及び情報提供 (7) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な業務
組 織	委員会は、委員 30 人以内で組織する。 （内 会長 1 人、副会長 1 人） 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1) 緑化推進団体の代表者 (2) 地域ボランティア団体の代表者 (3) 各種団体の代表者 (4) 識見を有する者
任 期	委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5. 施策の方針図

5-1 施策の方針図



志摩市緑の基本計画 実現のための施策の方針図



分 類		表 示	
		現況継続	計画
施設緑地	都市公園 (街：街区公園)	●	○
	〃 (地：地区公園) (運：運動公園) (総：総合公園)	●	○
	公共施設緑地・公園等 (公)	●	—
	公共施設緑地・学校 (公)	●	—
	民間施設緑地 (民)	■	—
地域制緑地	自然公園特別地域	■	—
	その他法によるもの (自然公園普通地域、保安林、 地域森林計画対象民有林)	■	—
	保全配慮地区	—	○
緑化重点地区(街なかエリア) ・公共施設や民有地の緑化推進 ・避難スペースの確保(空家の活用)		—	■
主要道路		—	
河川		—	
歩行者ネットワーク		○ ○ ○	
都市計画区域		■	

注1：まちなかエリアは市街化区域に準ずる区域で都市計画マスタープランで設定された区域です。

注2：● 一部拡充整備する公園

施設緑地の整備目標個別調査 (全5枚中の1枚目) 様式-3											
図面 対象 番号	種 別	名 称	都市計画 決定面積		現 況		新規拡大 (ha) (E=D-B)	5年 後に 重点 的に 整備 する もの	緑地の位置 (目標年次)		備 考
			平成18年 度末現在 (ha) A	平成18年 度末現在 (ha) B	中間年次 平成32年 (ha) C	目標年次 平成42年 (ha) D			まちなか エリア内面積 (ha)	まちなか エリア外面積 (ha)	
街-1	街区公園	汐見成第1公園	0.39	0.39	0.39	0.39	0.00			0.39	浜島町
2	"	塩屋児童公園	0.08	0.08	0.08	0.08	0.00			0.08	"
3	"	桧山路児童公園	0.08	0.08	0.08	0.08	0.00			0.08	"
4	"	小向井展望公園	0.37	0.37	0.37	0.37	0.00		0.37		阿児町
5	"	鵜方浜公園	0.12	0.12	0.12	0.12	0.00		0.12		"
6	"	前川親水公園	0.09	0.09	0.09	0.09	0.00		0.09		"
7	"	小入口ふれあい公園	0.06	0.06	0.06	0.06	0.00		0.06		"
8	"	大入口ふれあい公園	0.26	0.26	0.26	0.26	0.00		0.26		"
9	"	鵜方児童公園	0.15	0.15	0.15	0.15	0.00		0.15		"
10	"	木場公園	0.43	0.43	0.43	0.43	0.00		0.43		磯部町
11	"	計画 (浜島町)			0.25	0.25	0.25		0.25		浜島町
12	"	計画 (志摩町)			0.25	0.25	0.25		0.25		志摩町
計			2.03	2.03	2.53	2.53	0.50		1.98	0.55	
地-1	地区公園	磯部ふれあい公園	5.00	5.00	5.00	5.00	0.00			5.00	磯部町
計			5.00	5.00	5.00	5.00	0.00			5.00	
総-1	総合公園	阿児ふるさと公園	10.40	9.54	10.40	10.40	0.86		10.40		阿児町
計			10.40	9.54	10.40	10.40	0.86		10.40		
運-1	運動公園	浜島ふるさと公園	3.23	3.23	3.23	3.23	0.00			3.23	浜島町
計			3.23	3.23	3.23	3.23	0.00			3.23	
墓-1	墓園	浜島墓園	3.30	3.30	3.30	3.30	0.00			3.30	浜島町
計			3.30	3.30	3.30	3.30	0.00			3.30	

施設緑地の整備目標個別調査											(全5枚中の2枚目)		様式-3	
図面 対象 番号	種 別	名 称	都市計画 決定面積		現 況		緑マス上の 新規拡大		5年 後に 重点 的に 整備 する もの	緑地の位置 (目標年次)		備 考		
			平成18年 度末現在 (ha) A	平成18年 度末現在 (ha) B	中間年次 平成32年 (ha) C	目標年次 平成42年 (ha) D	(ha) (E=D-B)	まちなか エリア内面積 (ha)		まちなか エリア外面積 (ha)				
公-1		和みの丘		13.12	13.12	13.12	0.00			13.12	浜島町			
2		崎山公園		2.40	2.40	2.40	0.00		2.40		大王町			
3		ともやま公園		111.00	111.00	111.00	0.00			111.00	〃			
4		業直小公園		0.03	0.03	0.03	0.00		0.03		〃			
5		波切ファミリー公園		0.40	0.40	0.40	0.00		0.40		〃			
6		丸木小公園		0.04	0.04	0.04	0.00			0.04	〃			
7		宝門の浜休憩所		0.02	0.02	0.02	0.00		0.02		〃			
8		波切ちびっこ広場		0.04	0.04	0.04	0.00		0.04		〃			
9		田神グラウンド		0.60	0.60	0.60	0.00		0.60		〃			
10		布施田ふれあい公園		0.17	0.17	0.17	0.00			0.17	志摩町			
11		阿津里公園		0.02	0.02	0.02	0.00			0.02	〃			
12		志摩総合スポーツ公園		6.20	6.20	6.20	0.00			6.20	〃			
13		長沢運動公園		3.50	3.50	3.50	0.00			3.50	阿児町			
14		鵜方神社こどもの遊び場		0.07	0.07	0.07	0.00			0.07	〃			
15		うらじろこどもの遊び場		0.62	0.62	0.62	0.00		0.62		〃			
16		緑ヶ丘団地公園		0.18	0.18	0.18	0.00			0.18	〃			
17		緑ヶ丘団地第1緑地		0.10	0.10	0.10	0.00			0.10	〃			
18		緑ヶ丘団地第2緑地		0.07	0.07	0.07	0.00			0.07	〃			
19		緑ヶ丘団地第3緑地		0.12	0.12	0.12	0.00			0.12	〃			
20		安乗こどもの遊び場		0.06	0.06	0.06	0.00			0.06	〃			
21		創造の森横山		0.66	0.66	0.66	0.00			0.66	〃			
22		安乗岬園地		0.81	0.81	0.81	0.00			0.81	〃			
23		国府白浜園地		3.50	3.50	3.50	0.00			3.50	〃			
24		阿児の松原		1.20	1.20	1.20	0.00			1.20	〃			
25		渡鹿野園地		2.35	2.35	2.35	0.00			2.35	〃			
26		あすなろ公園		0.19	0.19	0.19	0.00			0.19	磯部町			

			施設緑地の整備目標個別調査				(全5校中の3校目)		様式-3		
図面 対象 番号	種 別	名 称	都市計画 決定面積	現 況		緑地位置 (目標年次)	5年 後に 重点 的に 整備 する もの	まちなか =17内面積 (ha)	まちなか =17外面積 (ha)	備 考	
			平成18年 度末現在 (ha) A	平成18年 度末現在 (ha) B	中間年次 平成32年 (ha) C						目標年次 平成42年 (ha) D
			(ha) A	(ha) B	(ha) C	(ha) D	(ha) (E=D-B)				
公-27		高塚公園		1.39	1.39	1.39	0.00		1.39	蔵部町	
28		長岡公園		0.03	0.03	0.03	0.00		0.03	※	
29		長岡東公園		0.02	0.02	0.02	0.00		0.02	※	
30		いさりびの森		14.00	14.00	14.00	0.00		14.00	※	
計				162.91	162.91	162.91	0.00	4.11	158.80		
公-31		追坂小学校		0.43	0.43	0.43	0.00		0.43	赤島町	
32		赤島小学校		0.77	0.77	0.77	0.00	0.77		※	
33		赤島中学校		1.41	1.41	1.41	0.00		1.41	※	
34		町名小学校		0.21	0.21	0.21	0.00		0.21	大土町	
35		渡辺小学校		1.09	1.09	1.09	0.00	1.09		※	
36		船越小学校		0.43	0.43	0.43	0.00		0.43	※	
37		渡辺中学校		1.35	1.35	1.35	0.00	1.35		※	
38		船越中学校		0.77	0.77	0.77	0.00		0.77	※	
39		片田小学校		0.34	0.34	0.34	0.00		0.34	志摩町	
40		瀬原小学校		0.31	0.31	0.31	0.00		0.31	※	
41		瀬原小学校		0.88	0.88	0.88	0.00		0.88	※	
42		布原田小学校		0.50	0.50	0.50	0.00		0.50	※	
43		和具小学校		0.79	0.79	0.79	0.00	0.79		※	
44		和具小学校副分校		0.20	0.20	0.20	0.00		0.20	※	
45		和具中学校		0.85	0.85	0.85	0.00	0.85		※	
46		瀬原中学校		1.09	1.09	1.09	0.00		1.09	※	
47		片田中学校		0.96	0.96	0.96	0.00		0.96	※	
48		安楽小学校		0.47	0.47	0.47	0.00		0.47	阿児町	
49		東方小学校		0.56	0.56	0.56	0.00	0.56		※	

施設緑地の整備目標個別調査											《全5校中の4校目》		様式-3	
図面 対象 番号	種 別	名 称	都市計画 決定面積		現 況		緑地位置 (目標年次)	5年 後に 重点 的に 整備 する もの	緑地の位置 まちなか エ7内面積 (ha)	緑地の位置 まちなか エ7外面積 (ha)	備 考			
			平成18年 度末現在 (ha) A	平成18年 度末現在 (ha) B	中間年次 平成32年 (ha) C	目標年次 平成42年 (ha) D						新規拡大 (ha) (E=D-B)		
50		甲賀小学校		0.69	0.69	0.69	0.00			0.69	阿児町			
51		国府小学校		0.52	0.52	0.52	0.00			0.52	※			
52		志島小学校		0.17	0.17	0.17	0.00			0.17	※			
53		神明小学校		0.81	0.81	0.81	0.00			0.81	※			
54		立神小学校		0.84	0.84	0.84	0.00			0.84	※			
55		文圃中学校		1.46	1.46	1.46	0.00		1.46		※			
56		東海中学校		1.31	1.31	1.31	0.00			1.31	※			
57		安楽中学校		1.00	1.00	1.00	0.00			1.00	※			
58		蔵部小学校		0.99	0.99	0.99	0.00		0.99		蔵部町			
59		蔵部小学校坂蔵分校		0.50	0.50	0.50	0.00			0.50	※			
60		駒矢小学校		1.00	1.00	1.00	0.00			1.00	※			
61		成基小学校		0.19	0.19	0.19	0.00			0.19	※			
62		蔵部中学校		1.51	1.51	1.51	0.00		1.51		※			
計				24.40	24.40	24.40	0.00		9.37	15.03				
公共施設緑地 計					187.31	187.31	187.31	0.00		13.48	173.83			

様式－ 3

[illegible]

様式-3

[illegible]

6. 参考資料

■避難所等

①避難所

番号	名 称	住 所
1	浜島コミュニティセンター好文館	志摩市浜島町浜島 712
2	浜島小学校体育館	志摩市浜島町浜島 3261-1
3	浜島生涯学習センター	志摩市浜島町浜島 755
4	浜島幼稚園	志摩市浜島町浜島 709
5	浜島保育所	志摩市浜島町浜島 780
6	浜島中学校体育館	志摩市浜島町塩屋 604-5
7	塩屋生涯学習センター	志摩市浜島町塩屋 200
8	塩屋宝泉寺	志摩市浜島町塩屋 92
9	迫塩小学校体育館	志摩市浜島町迫子 497
10	迫子呑潮院	志摩市浜島町迫子 127
11	迫子公民館	志摩市浜島町迫子 53
12	迫子コミュニティセンター大崎会館	志摩市浜島町迫子 2594-10
13	松山路生涯学習センター	志摩市浜島町松山路 96-2
14	南張生涯学習センター	志摩市浜島町南張 1614-1
15	南張徳林寺	志摩市浜島町南張 881
16	波切小学校	志摩市大王町波切 877-3
17	大王公民館（波切公民館）	志摩市大王町波切 3902-2
18	波切コミュニティセンター	志摩市大王町波切 490-3
19	大王柔剣道場	志摩市大王町波切 477-2
20	大王町野外活動センター	志摩市大王町波切 2199
21	波切中学校	志摩市大王町波切 1506-2
22	船越幼稚園	志摩市大王町船越 1877-1
23	船越小学校	志摩市大王町船越 1805
24	船越中学校	志摩市大王町船越 1903
25	船越公民館	志摩市大王町船越 133-40
26	畔名コミュニティセンター	志摩市大王町畔名 461-1
27	畔名小学校	志摩市大王町畔名 54-1
28	第三保育所	志摩市大王町畔名 1004
29	名田公民館	志摩市大王町名田 179
30	鳥羽志摩農協大王支店名田	志摩市大王町名田 326-1
31	和具小学校間崎分校	志摩市志摩町和具 4354
32	志摩文化会館	志摩市志摩町和具 535
33	和具中学校	志摩市志摩町和具 303
34	和具小学校	志摩市志摩町和具 314-1
35	片田共同福祉施設	志摩市志摩町片田 2344-2
36	片田小学校	志摩市志摩町片田 2393
37	片田中学校	志摩市志摩町片田 1677
38	布施田小学校	志摩市志摩町布施田 1016-5
39	越賀多目的集会施設	志摩市志摩町越賀 1726
40	越賀小学校	志摩市志摩町越賀 1572

番号	名 称	住 所
41	越賀中学校	志摩市志摩町越賀 1877
42	御座小学校	志摩市志摩町御座 630
43	御座コミュニティセンター	志摩市志摩町御座 701-1
44	鵜方児童館	志摩市阿児町鵜方 1404-3
45	神杣多目的集会場	志摩市阿児町鵜方 2682-393
46	鵜方公民館	志摩市阿児町鵜方 1975
47	鵜方小学校体育館	志摩市阿児町鵜方 1771-1
48	神明公民館	志摩市阿児町神明 6
49	阿児アリーナ	志摩市阿児町神明 1074-14
50	うらじろ集会場	志摩市阿児町神明
51	神明小学校体育館	志摩市阿児町神明 522-1
52	立神小学校体育館	志摩市阿児町立神 1538
53	立神ふれあいセンター	志摩市阿児町立神 2056
54	志島小学校体育館	志摩市阿児町志島 532
55	志島公民館	志摩市阿児町志島 94
56	甲賀小学校体育館	志摩市阿児町甲賀 2385
57	甲賀公民館	志摩市阿児町甲賀 4647-1
58	東海中学校体育館	志摩市阿児町甲賀 2088-2
59	国府公民館	志摩市阿児町国府 2108
60	国府小学校体育館	志摩市阿児町国府 2426
61	安乗中学校体育館	志摩市阿児町国府 3705-2
62	安乗保育所	志摩市阿児町安乗 631
63	安乗公民館（漁民センター）	志摩市阿児町安乗 1070-1
64	五知集落センター	志摩市磯部町五知 253
65	沓掛集会所	志摩市磯部町沓掛 382
66	山田区事務所	志摩市磯部町山田 214
67	山田集会所	志摩市磯部町山田 313-6
68	上之郷公民館	志摩市磯部町上之郷 437
69	ふれあい公園総合体育館	志摩市磯部町恵利原 557-1
70	下之郷保育所	志摩市磯部町下之郷 83
71	宗呂寺薬師堂	志摩市磯部町下之郷 1100
72	下之郷区事務所	志摩市磯部町下之郷 1247
73	江月院	志摩市磯部町飯浜 380
74	飯浜集落センター	志摩市磯部町飯浜 307-1
75	恵利原センター	志摩市磯部町恵利原 1820
76	池溪寺	志摩市磯部町恵利原 347
77	農業就業改善センター	志摩市磯部町迫間 22
78	磯部小学校（体育館）	志摩市磯部町恵利原 1275
79	磯部中学校（体育館）	志摩市磯部町恵利原 1300
80	迫間一多目的集会所	志摩市磯部町迫間 716
81	迫間文化会館	志摩市磯部町迫間 526-1
82	迫間中央集会所	志摩市磯部町迫間 580-1
83	旧迫間保育所	志摩市磯部町迫間 524
84	築地集落センター	志摩市磯部町築地 599
85	西法庵	志摩市磯部町築地 158
86	山原集会所	志摩市磯部町山原 240

番号	名 称	住 所
87	栗木広農業センター	志摩市磯部町栗木広 289
88	夏草公民館	志摩市磯部町山原 795
89	成基小学校（体育館）	志摩市磯部町山原 785
90	松山集落センター	志摩市磯部町松山 309-1
91	安心寺	志摩市磯部町穴川 170
92	穴川公民館	志摩市磯部町穴川 1503-1
93	坂崎区民センター	志摩市磯部町坂崎 481-1
94	ひのでが丘保育所	志摩市磯部町坂崎 818-5
95	旧三ヶ所保育所	志摩市磯部町三ヶ所 560-2
96	三ヶ所区民センター	志摩市磯部町三ヶ所 403
97	渡鹿野保育所	志摩市磯部町渡鹿野 265-2
98	渡鹿野島開発総合センター	志摩市磯部町渡鹿野 444-2
99	渡鹿野コミュニティ公園	志摩市磯部町渡鹿野 370-4
100	的矢中学校（体育館）	志摩市磯部町的矢 840
101	梶坊集会所	志摩市磯部町迫間 1669-1
102	堀切生活改善センター	志摩市磯部町栗木広 21

②津波避難施設

番号	名 称	住 所
1	国府漁村センター緊急避難所	志摩市阿児町国府 2829-2
2	畔名地区津波避難タワー	志摩市大王町畔名 474

③福祉避難所

番号	名 称	住 所
1	浜島地域福祉センター「さくら苑」	志摩市浜島町松山路 3
2	大王地域福祉センター「ゆうゆう苑」	志摩市大王町波切 3243-1
3	志摩保健センター	志摩市志摩町和具 1066
4	阿児地域福祉センター・総合保健センター	志摩市阿児町鵜方 3098-1
5	磯部保健センター	志摩市磯部町迫間 955

都道府県別一人当たり都市公園等整備現況

H18. 3. 31現在			
都道府県名	箇所数	都市公園等 面積 (ha)	一人当たり 公園面積 (㎡/人)
北海道	4,509	10,402	32.1
青森県	777	1,786	14.3
岩手県	1,107	1,349	12.2
宮城県	932	1,886	18.1
秋田県	554	1,656	17.6
山形県	728	1,611	16.7
福島県	1,028	2,044	11.1
茨城県	1,691	2,376	8.3
栃木県	1,708	2,444	12.6
群馬県	1,313	2,381	12.3
埼玉県	3,337	3,775	6.5
千葉県	4,409	2,720	5.5
東京都	3,236	2,571	6.4
神奈川県	3,124	1,981	5.1
新潟県	1,890	2,400	11.1
富山県	1,683	1,499	13.9
石川県	1,008	1,285	12.2
福井県	660	1,081	14.7
山梨県	163	685	9.1
長野県	820	2,116	11.1
岐阜県	1,209	1,687	8.9
静岡県	1,640	2,461	8.3
愛知県	2,631	3,431	6.9
三重県	2,085	1,434	8.6
滋賀県	471	1,084	8.0
京都府	1,233	969	8.8
大阪府	3,570	2,899	5.4
兵庫県	3,625	3,422	9.0
奈良県	2,072	1,593	11.4
和歌山県	264	592	6.7
鳥取県	298	629	12.9
島根県	302	993	17.5
岡山県	1,368	2,367	13.9
広島県	1,699	1,800	12.0
山口県	978	1,570	11.6
徳島県	249	493	7.8
香川県	320	1,232	13.8
愛媛県	544	1,427	10.9
高知県	781	553	8.7
福岡県	2,223	1,917	8.0
佐賀県	225	735	10.3
長崎県	1,099	1,461	11.9
熊本県	1,349	1,305	9.1
大分県	942	1,106	11.1
宮崎県	879	1,868	19.4
鹿児島県	1,104	1,782	12.3
沖縄県	678	1,213	9.4
都道府県計	68,515	90,071	10.2

政令指定都市名	箇所数	都市公園等 面積 (ha)	一人当たり 公園面積 (㎡/人)
札幌市	2,595	2,035	10.8
仙台市	1,492	1,240	12.5
さいたま市	766	589	5.0
千葉市	911	812	8.8
東京特別区	3,628	2,466	2.9
横浜市	2,500	1,635	4.6
川崎市	955	492	3.7
静岡市	430	386	5.6
名古屋市	1,355	1,511	6.8
京都市	798	607	4.1
大阪市	957	924	3.5
堺市	1,025	650	7.8
神戸市	1,503	2,513	16.5
広島市	1,100	927	8.3
北九州市	1,590	1,106	11.2
福岡市	1,543	1,214	8.7
政令市計	23,148	19,107	6.1

全 国 計	91,663	109,178	9.1
-------	--------	---------	-----

注) 特定地区公園(カントリーパーク)を含む。
都道府県分には政令市分は含まない。

出典：国土交通省HP

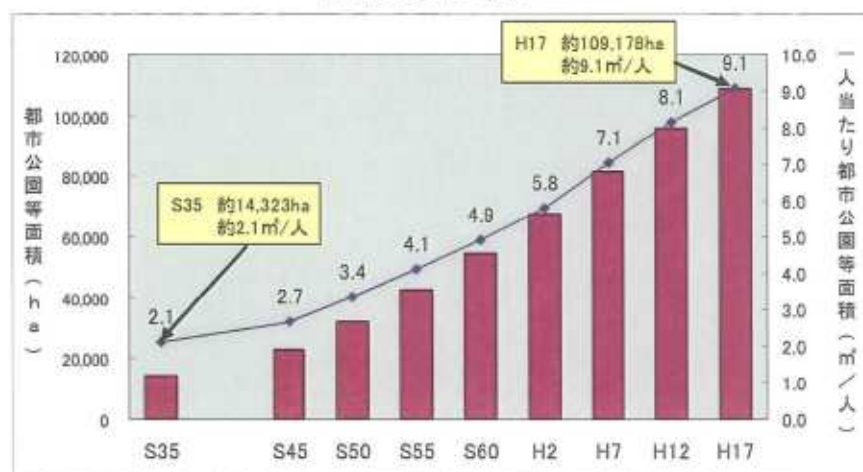
種別毎の都市公園等整備状況

H18.3.31現在

	箇所数	面積(ha)	備考
住区基幹公園	80,138	30,136	
街区公園	73,482	12,324	
近隣公園	5,067	9,040	
地区公園	1,589	8,772	カントリーパーク含む
	(172)	(1,331)	()内の数字はカントリーパークを示す
都市基幹公園	1,994	35,015	
総合公園	1,231	23,275	
運動公園	763	11,740	
大規模公園	193	12,948	
広域公園	187	12,417	
レクリエーション都市	6	531	
緩衝緑地等	9,322	28,694	
特殊公園	1,246	13,258	
緩衝緑地	184	1,581	
都市緑地	6,786	12,295	
都市林	94	375	
広場公園	253	346	
緑道	759	839	
国営公園	16	2,385	
合計	91,663	109,178	整備水準 9.1㎡/人

都市公園等の面積

都市公園面積の推移



平成17年度末の全国の都市公園等[※]の整備量(ストック)は、平成16年度末と比較し、面積は約106,370haから約109,178haと約2,800ha(約3%)増加、箇所数は89,216箇所から91,663箇所と約2,400箇所増加、一人当たり都市公園等面積は、約8.9㎡/人から約9.1㎡/人に上昇しており、着実に整備が進められています。

しかし、欧米諸国の主要都市と比べると都市公園等の整備水準は依然として低く、引き続き防災や環境問題への対応等の各種政策課題に対応しつつ、都市公園の整備の推進を図ります。

※ 都市公園等とは、「都市公園法」に基づき国又は地方公共団体が設置する都市公園、及び都市計画区域外において都市公園に準じて設置されている特定地区公園(カントリーパーク)を指します。

出典：国土交通省HP

■旧町別の施設緑地の現況

種 別	浜島町			大王町			志摩町			岡見町			磯部町		
	人口	5,517	人	人口	8,090	人	人口	13,837	人	人口	23,557	人	人口	9,097	人
	整備量	面積 (ha)	m ² /人	整備量	面積 (ha)	m ² /人	整備量	面積 (ha)	m ² /人	整備量	面積 (ha)	m ² /人	整備量	面積 (ha)	m ² /人
都 市 公 園	住区基幹	3	0.55	1.00											
	地区公園														
	総合公園	1	3.23	5.85						1	9.54	4.05			
	運動公園	4	3.78	6.85						7	10.59	4.50	2	5.43	5.97
公共施 設緑地	特殊公園	1	3.30	5.98											
	都市公園 計	5	7.08	12.83						7	10.59	4.50	2	5.43	5.97
	その他の公園	1	13.12	23.78	8	114.53	141.57	3	6.39	12	10.89	4.62	6	17.98	19.76
	公共施設緑地	3	2.61	4.73	6	4.04	4.99	9	5.92	10	7.83	3.32	4	4.00	4.40
民間施設緑地	公共施設緑地計	4	15.73	28.51	14	118.57	146.56	12	12.31	22	18.72	7.94	10	21.98	24.16
	都市公園等 計	9	22.81	41.34	14	118.57	146.56	12	12.31	29	29.31	12.44	12	27.41	30.13
	民間施設緑地	4	346.46	—	1	8.60	—	2	0.91	4	108.40	—	3	155.13	—
	施設緑地計	13	369.27	—	15	127.17	—	14	13.22	33	137.71	—	15	182.54	—

■施設緑地量内訳

種 別	都市計画区域計			都市計画区域外			行政区域合計			
	人口	46,230	人	人口	13,868	人	人口	60,098	人	
	ヶ所	面積 (ha)	m ² /人	ヶ所	面積 (ha)	m ² /人	ヶ所	面積 (ha)	m ² /人	
都 市 公 園	住区基幹	10	2.03	0.44			10	2.03	0.34	
	地区公園	1	5.00	1.08			1	5.00	0.83	
	都市基幹	1	9.54	2.06			1	9.54	1.59	
	運動公園	1	3.23	0.70			1	3.23	0.54	
	基幹公園 計	13	19.80	4.28			13	19.80	3.30	
公 共 施 設 緑 地	特殊公園	1	3.30	0.71			1	3.30	0.55	
	都市公園 計	14	23.10	4.99			14	23.10	3.85	
	その他の公園	18	29.50	6.38	12	133.41	96.20	30	162.91	27.11
	公共施設緑地	22	18.01	3.90	10	6.39	4.61	32	24.40	4.06
	公共施設緑地 計	40	47.51	10.28	22	139.80	100.81	62	187.31	31.17
民間施設緑地	都市公園等 計	54	70.61	15.27	22	139.80	100.81	76	210.41	35.02
		7	446.37	—	7	173.13	—	14	619.50	—
施設緑地計		61	516.98	—	29	312.93	—	90	829.91	—

■都市公園及びその他の公園の内訳（旧町別）

使用面積

地 域	都市公園			その他の公園			公共施設用地			民間施設用地			施設用地計		
	名 称	都市公園の面積 (ha)		名 称	その他の公園の面積 (ha)		名 称	公共施設用地 (ha)		名 称	民間施設用地 (ha)		施設用地計 (ha)		計
		市内計画 区域外	行政区域 計		市内計画 区域外	行政区域 計		市内計画 区域外	行政区域 計		市内計画 区域外	行政区域 計	市内計画 区域外	行政区域 計	
浜島町	町-3 砂見公園	0.39	0.39	町-30 龍の正	13.12	13.12	公-21 追分小学校	0.43	0.43	民-6 宇賀北神社	0.46	0.46	0.46	0.46	14.40
	町-9 遠東公園	0.08	0.08				公-22 遠東小学校	0.77	0.77	民-7 白根の陣地	124.00	124.00	124.00	124.00	124.85
	町-10 山崎公園	0.08	0.08				公-32 遠東中学校	1.41	1.41	民-9 台所の道ゴルフクラブ	110.00	110.00	110.00	110.00	111.49
	町-1 浜島ふれあい公園	3.23	3.23							民-12 近鉄浜島カンツリークラブ	112.00	112.00	112.00	112.00	115.23
	町-1 浜島公園	3.30	3.30										3.30	3.30	3.30
大正町	小計	7.08	7.08		13.12	13.12		2.61	2.61	民-14 ホテル近鉄アグアヴィラ	246.46	246.46	246.46	246.46	249.27
				町-1 山公園	2.40	2.40	公-8 町名小学校	0.21	0.21		8.60	8.60	1.21	1.21	11.21
				町-2 ともがき公園	111.00	111.00	公-9 新田小学校	1.09	1.09				1.09	1.09	112.09
				町-3 遠東公園	0.03	0.03	公-10 新田小学校	0.43	0.43				0.43	0.43	0.46
				町-4 遠東公園	0.40	0.40	公-19 遠東小学校	0.19	0.19				0.19	0.19	0.59
志摩町	町-5 丸木公園	0.04	0.04	町-5 丸木公園	0.04	0.04	公-25 志摩中学校	1.35	1.35				1.35	1.35	1.39
	町-6 玉の井公園	0.02	0.02	町-6 玉の井公園	0.02	0.02	公-27 志摩中学校	0.71	0.71				0.71	0.71	0.79
	町-7 遠くまびつ公園	0.04	0.04									0.04	0.04	0.04	0.04
	町-8 田舎グラウンド	0.60	0.60									0.60	0.60	0.60	0.60
	小計	3.53	3.53		114.53	114.53		3.85	3.85		8.60	8.60	7.38	7.38	127.17
美里町	町-9 志摩田ふれあい公園	0.17	0.17	町-9 志摩田ふれあい公園	0.17	0.17	公-11 片田小学校	0.34	0.34	民-1 初見公園	0.69	0.69	1.20	1.20	1.20
	町-10 志摩公園	0.02	0.02	町-10 志摩公園	0.02	0.02	公-12 志摩小学校	0.31	0.31	民-5 三蔵寺	0.22	0.22	0.53	0.53	0.55
	町-25 志摩総合スポーツ公園	6.20	6.20				公-13 志摩小学校	0.88	0.88				7.09	7.09	7.09
							公-14 志摩田小学校	0.50	0.50				0.50	0.50	0.50
							公-15 志摩田小学校	0.79	0.79				0.79	0.79	0.79
美里町	町-16 志摩小学校	0.20	0.20	町-16 志摩小学校	0.20	0.20	公-16 志摩小学校	0.85	0.85				0.85	0.85	0.85
	町-23 志摩中学校	1.09	1.09	町-23 志摩中学校	1.09	1.09	公-23 志摩中学校	1.09	1.09				1.09	1.09	1.09
	町-23 志摩中学校	0.96	0.96	町-23 志摩中学校	0.96	0.96	公-27 片田中学校	0.96	0.96				0.96	0.96	0.96
	小計	6.37	6.37		6.37	6.37		5.71	5.71		8.60	8.60	13.00	13.00	13.22
	町-11 志摩公園	0.37	0.37	町-11 志摩公園	0.37	0.37	公-1 志摩小学校	0.47	0.47	民-2 志摩寺	4.18	4.18	3.27	3.27	4.65
美里町	町-2 志摩公園	0.12	0.12	町-2 志摩公園	0.12	0.12	公-2 志摩小学校	0.56	0.56	民-3 志摩寺	0.22	0.22	0.75	0.75	0.97
	町-3 志摩公園	0.09	0.09	町-3 志摩公園	0.09	0.09	公-3 志摩小学校	0.69	0.69	民-11 志摩公園カンツリークラブ	99.00	99.00	99.71	99.71	100.40
	町-4 志摩公園	0.06	0.06	町-4 志摩公園	0.13	0.13	公-4 志摩小学校	0.52	0.52	民-13 志摩公園カンツリークラブ	5.00	5.00	0.68	0.68	5.76
	町-5 志摩公園	0.26	0.26	町-5 志摩公園	0.10	0.10	公-5 志摩小学校	0.81	0.81				0.76	0.76	0.76
	町-6 志摩公園	0.15	0.15	町-6 志摩公園	0.07	0.07	公-6 志摩小学校	0.81	0.81				0.96	0.96	1.03
美里町	町-1 志摩公園	9.54	9.54	町-1 志摩公園	0.12	0.12	公-7 志摩小学校	1.46	1.46				9.54	9.54	10.50
				町-18 志摩公園	0.06	0.06	公-22 志摩中学校	1.46	1.46				1.46	1.46	1.52
				町-19 志摩公園	0.46	0.46	公-24 志摩中学校	1.31	1.31				0.69	0.69	1.31
				町-20 志摩公園	0.81	0.81	公-25 志摩中学校	1.00	1.00				0.00	0.00	1.81
				町-21 志摩公園	3.50	3.50						0.00	0.00	0.00	3.50
美里町	町-22 志摩公園	1.20	1.20	町-22 志摩公園	1.20	1.20						0.00	0.00	1.20	1.20
	小計	10.59	10.59		4.05	4.05		2.83	2.83				99.00	99.00	117.27
	町-1 志摩公園	0.43	0.43	町-23 志摩公園	2.35	2.35	公-17 志摩小学校	0.96	0.96	民-4 志摩寺	0.13	0.13	1.42	1.42	2.48
	町-24 志摩公園	5.00	5.00	町-24 志摩公園	0.19	0.19	公-18 志摩小学校	0.50	0.50	民-8 志摩スベイン村	71.00	71.00	5.69	5.69	76.69
				町-25 志摩公園	1.39	1.39	公-20 志摩小学校	1.00	1.00	民-10 志摩公園カンツリークラブ	84.00	84.00	1.39	1.39	86.39
美里町	町-26 志摩公園	0.03	0.03	町-26 志摩公園	0.03	0.03	公-31 志摩中学校	1.51	1.51				1.51	1.51	1.54
	町-27 志摩公園	0.02	0.02	町-27 志摩公園	0.02	0.02						0.02	0.02	0.02	0.02
	町-28 志摩公園	14.00	14.00	町-28 志摩公園	14.00	14.00						0.00	0.00	0.00	14.00
	小計	5.43	5.43		1.63	1.63		3.00	3.00		155.13	155.13	10.66	10.66	172.48
	合 計	23.10	23.10		29.90	29.90		18.01	18.01		173.13	173.13	69.90	69.90	317.93

(科 名)	性 状		寄 生 部 位		日 当 り		適 生 の 部 分			用 途			町 島 の 食 料 水	県 下 市 本 入 手 の 確 率 ○ 好 多 △ や や 多 × 稀	備 考
	低 水	高 水	常 潮	底 潮	陸	船	山 間 部	河 岸 部	崖 脚 間 辺	崖 脚 間 辺	法 国				
(イサイ)															
カ	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	ひや異状
(マキ)															
イヌアキ	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ひや異状、砂皿
(イヌガヤ)															
イヌガヤ	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	×	ひや異状、砂皿	
(マツ)															
マ	○	○					○	○	○	○	○	○	○	△	
モ	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	砂皿
アガヤ	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	右側壁土は下道
タロヤ	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	砂皿
(スギ)															
コウヤヤ	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	砂皿
スギ	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(セノキ)															
ネズミサシ		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	ひや異状、 高木は砂皿
ハイネズ		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	ひや異状
(セノリウ)															
セノリウ		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	砂皿、高木に多い
(ヤマモ)															
ヤマモ	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ひや異状
(カバノキ)															
イヌシブ	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	
アカシブ	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	
タマシブ	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
ハンノキ	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	高木の砂皿
シヤブシブ	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	高木にも多い

(科名) 種 名	性 状		繁殖状態の別		日 出 り		遷移の区分			用 途			野鳥の本数	県子鳥の本数 入上の場合 ○ 多い △ やや × 少ない	備 考
	雌木	雄木	常緑	落葉	常緑	落葉	山間部	海岸部	陸地 周辺	道路 沿道	防害				
(ブナ)															
ニナラ	○		○			○	○			○			○	○	高木の林縁部
タマキ	○		○			○	○			○			○	○	
ツバメガシ	○		○			○	○	○		○	○		○	○	低地に多い
シラカシ	○		○			○	○	○		○			○	○	
アカカシ	○		○			○	○	○		○			○	△	
アカガシ	○		○			○	○	○		○			○	×	防風
ツタバネガシ	○		○			○				○			○	×	
ウラジロガシ	○		○			○	○	○		○			○	×	
イサヤガシ	○		○			○				○			○	×	
スダジイ	○		○			○	○	○		○			○	△	
ツバクラジイ	○		○			○	○	○		○			○	×	
マナハシイ	○		○			○	○	○		○			○	○	防風
(ニレ)															
ムタノキ	○					○	○	○		○			○	×	
ケヤキ	○		○			○	○	○		○			○	○	
エノキ	○		○			○	○	○		○			○	○	佐徳川に多く 防風
(カワ)															
ヤブタマ	○					○	○	○		○			○	×	
ウツ		○				○	○	○		○			○	×	
イヌビロ		○				○	○	○		○			○	×	のみ繁殖
(モクレン)															
コブシ	○		○			○	○	○		○			○	○	佐徳川に多い
本出キヤノキ	○		○			○	○	○		○			○	△	防害に多い
(クスノキ)															
クスノキ	○		○			○	○	○		○			○	○	佐徳川に多い、防風
ヤブニツケイ	○		○			○	○	○		○			○	×	防風
タブノキ	○		○			○	○	○		○			○	○	
シロダモ	○		○			○	○	○		○				△	のみ繁殖
カキノキ	○		○			○	○	○		○			○	×	
ワロモシ	○		○			○	○	○		○			○	×	のみ繁殖

(株 名)	種 名	注 状		宮城産別		日 曜 日		過地の区分			用 途			時季の 主たる 花期	県下の水 入りの割合 ○ 草や木 △ 草や木 × 草	備 考
		底本	高木	名称	用途	陸	海	山田	船内	近所	道 路 用	法 定 用				
(ニギノシタ)	ウツギ		○		○			○	○	○	○	○			○	白花
	マルバウツギ		○		○			○	○	○	○	○			×	花
	ヒメウツギ		○		○			○	○	○	○	○			○	花
	ハクアヤマチ		○		○			○	○	○	○	○			×	花
	ヤマジャコイ		○		○			○	○	○	○	○			×	白花又は青花
	コアジサイ		○		○			○	○	○	○	○			×	青紫色
	ノリウツギ		○		○			○	○	○	○	○			○	白、青花
(トベラ)	トベラ															
	トベラ		○	○				○	○	○	○	○			△	総括に強い
(ヤンサタ)	トキゲンサタ	○		○				○	○						×	砂浜や水辺に自生
	マンサタ	○		○				○	○	○	○				○	夏季に開花
(バサ)	カナムナミ		○		○			○	○	○	○	○			○	
	シャリンバイ		○		○			○	○	○	○	○			△	
	マホウバ		○		○			○	○	○	○	○			△	
	ササ		○		○			○	○	○	○	○			○	
	ヤマブキ		○		○			○	○	○	○	○			○	
	ヤマサタ	○		○				○	○	○	○	○			○	
	ハクナノキ	○		○				○	○	○	○	○			△	
(セズ)	ミヤギノハダ		○		○			○	○	○	○	○			○	
	ヤマハダ		○		○			○	○	○	○	○			○	
	マルバハダ		○		○			○	○	○	○	○			×	
	キハダ		○		○			○	○	○	○	○			○	
(トウダイグサ)	ユズリハ		○		○			○	○	○	○	○			○	のみ異種、防大
	ヒメスズリハ		○		○			○	○	○	○	○			○	のみ異種、防大
	アカネガシワ		○		○			○	○	○	○	○			○	

(特) 種 名	性 状		常緑落葉の別		日 照		寒地の区分		用 途			幹木の用途 ○ 薪炭材 △ 木材 × 他	備 考
	低木	喬木	常緑	落葉	陽	陰	山間部	海岸部	建物周囲	道路沿道	公園		
サザンカ	○		○				○	○	○	○		○	
ナツツバキ	○			○	○		○	○	○			△	新設は庭にハハ
ヒメシヤブ	○			○	○		○		○			○	
モッコク	○		○				○	○	○	○		○	
サボテン	○		○		○		○	○	○	○		○	
ヒメスサギ	○	○	○		○		○	○	○	○		○	
ハマヒサカキ		○	○				○	○	○	○		○	ひも異様
(イロ)													
ナツシロダミ		○	○		○		○	○	○	○		○	
フルダミ		○	○		○		○	○	○	○		△	
マルバダミ		○	○		○		○	○	○	○		△	
(クロコ)													
ヤブア		○	○				○	○	○	○		△	
カタレミノ	○		○		○		○	○	○	○		○	
(ミズギ)													
ミズギ	○		○		○		○	○	○	○		△	
ヤマゴケシ	○		○		○		○	○	○	○		○	
アホネ	○		○		○		○	○	○	○		○	のみ異様
(リョウグ)													
リュウグ	○		○		○		○	○	○	○		×	
(ツツジ)													
ツツジ	○		○		○		○	○	○	○		×	
ヤマツツジ	○		○		○		○	○	○	○		○	
香ツツジ	○		○		○		○	○	○	○		○	
モチツツジ	○		○		○		○	○	○	○		×	
オレンツツジ	○		○		○		○	○	○	○		×	
エンゲツツジ	○		○		○		○	○	○	○		×	
トリモチツツジ	○		○		○		○	○	○	○		△	現産
香ツツジ	○		○		○		○	○	○	○		△	
アセビ	○		○		○		○	○	○	○		○	原産地

(2) 基本型

[illegible]

(科 種 名)	日 出 り		栽培の区分		用途	県下の陸奥 入りの陸奥 O 岩手 △ やまぐち × 陸奥
	陽	陰	山間 部	平地 部		
(イソヒバ)						
カラマツ		O	O			O
(カラヅラ)						
ウツジロ		O	O	O		△
コシダ	O		O	O		×
(タカシ)						
タマシダ	O		O	O		△
タマシダ		O				O
ホニヤブナ		O	O	O		O
ホニヤブナ		O	O	O		△
ヒトツバ		O	O	O		△
(ユキノシタ)						
ユキノシタ		O	O			O
(ヤマメ)						
ヤマメ	O		O			×
(オカラシ)						
ハマボラス	O		O			×
(シンドク)						
アサギ	O	O	O			×
(ヤタ)						
ヤタ	O		O			△
シラヤ		O	O	O		△
ヒヨドリ	O		O			
ヒメナ			O			
(イネ)						
イネ	O			O		×
イネ	O		O	O		O
イネ	O		O			O
イネ	O		O			△

(2) (b)

[illegible][illegible]

■「未整備森林緊急公的整備導入モデル事業」(林野庁)

事業のポイント

森林所有者による自主的整備が進まず放置されている森林を「美しい森林」へ誘導するため、所有者に代わって整備を行う実施主体の負担軽減の手法を地域の実情に応じて構築するためのモデル的な取組を推進します。

(未整備森林対策の背景等)

- ・ 木材価格の低迷等から間伐等が行われず整備遅れとなっている森林が顕在化。今後、台風等の来襲を受ければ、風倒被害等が発生するおそれ
- ・ しかし、このような森林の所有者は自己負担して整備を実施する意欲が減退
- ・ このため、所有者に代わって都道府県等の実施主体が間伐等の施業を実施するとともに、伐採木の処分を実施主体に委ねるなど実施主体の負担を軽減する手法を検討することが必要

政策目標

未整備森林における低コストで効率的な整備手法の確立

<内容>

未整備森林対策のモデル的な取組の推進

森林所有者による自主的な整備が進まずに放置され脆弱かつ不安定な状況となっている森林等を対象に、当該森林を適切な状態に保つために必要な間伐等の施業を実施します。

このような取組に着手する上で必要な当該森林所有者の確認・同意の取り付け等の条件整備も実施します。

<交付率>

定額

<事業実施主体>

都道府県、市町村、森林整備法人等

<事業実施期間>

平成20年度